

平成 21 年度兵庫県水防計画修正（案）概要

1 改定の理由

- (1) 県の組織改編に伴う名称の変更
- (2) 県の組織改編に伴う統合・再編
- (3) 加古川はん濫危険水位・避難判断水位の見直し
- (4) 近畿地方整備局の組織改編に伴う連絡系統の変更
- (5) 水防警報河川・水位周知河川の追加
- (6) 県の整備する水防設備の追記
- (7) 兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定の見直し

2 改定の概要

- (1) 県の組織名称変更
 - ・社土木事務所から加東土木事務所に変更 等
 - (2) 県の組織統合・再編
 - ・三田土木事務所を宝塚土木事務所に統合
 - ・社土地改良事務所・三木土地改良事務所を加古川流域土地改良事務所に再編
 - ・但馬高原林道建設事務所の廃止 等
 - (3) 加古川の水位見直し
 - ・板波水位局のはん濫危険水位を 4 . 8 0 m から 5 . 0 0 m に変更
 - ・板波水位局の避難判断水位を 4 . 2 0 m から 4 . 4 0 m に変更
 - ・国包水位局のはん濫危険水位を 4 . 4 0 m から 4 . 7 0 m に変更
 - ・国包水位局の避難判断水位を 4 . 0 0 m から 4 . 3 0 m に変更
 - (4) 近畿地方整備局の連絡系統変更
 - ・洪水予報通知を河川管理課から水災害予報センターに変更
 - ・猪名川総合開発工事事務所の廃止
 - (5) 水防警報河川・水位周知河川の追加
 - ・千鳥川、谷八木川、赤根川、喜瀬川の 4 河川を水防警報河川・水位周知河川に指定
 - (6) 県の水防設備追記
 - ・河川監視カメラ、水防ステーションを追記
 - (7) 兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定の差替
 - ・平成 8 年 8 月 28 日の協定から平成 21 年 3 月 10 日の協定に差替
 - ・同協定の洪水予報に係る細目協定を追記
- 主な改正内容は、別紙新旧対照表のとおり

平成 2 1 年度 兵庫県水防計画修正（案）新旧対象表

別紙

章・節	旧	新																				
第 2 章 第 1 節 (P.6)	第 2 章 水防組織 第 1 節 水防本部 1 . 水防本部の機構 <u>三田土木事務所</u> <u>社土木事務所</u> <u>上郡土木事務所</u> <u>八鹿土木事務所</u> <u>柏原土木事務所</u> <u>社土地改良事務所・三木土地改良事務所</u> <u>上郡土地改良事務所・龍野土地改良事務所</u> <u>和田山土地改良事務所</u> <u>柏原土地改良事務所</u> <u>但馬高原林道事務所</u>	(削除) 加東土木事務所 光都土木事務所 養父土木事務所 丹波土木事務所 加古川流域土地改良事務所 光都土地改良事務所 朝来土地改良事務所 (削除) (削除)																				
第 2 章 第 1 節 (P.7)	4 現地指導班の水防区域 (1) 河川、国土交通省海岸関係 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">班名</th> <th style="width: 80%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宝塚土木事務所</td> <td>西宮市(ただし、尼崎港管理事務所、西宮土木事務所の所管区域を除く)、伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡(猪名川町) (4市1町)</td> </tr> <tr> <td><u>三田土木事務所</u></td> <td><u>三田市 (1市)</u></td> </tr> <tr> <td><u>上郡土木事務所</u></td> <td><u>相生市、赤穂市、宍粟市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町) (3市2町)</u></td> </tr> <tr> <td><u>龍野土木事務所</u></td> <td><u>たつの市、揖保郡(太子町) (1市1町)</u></td> </tr> </tbody> </table>	班名	所管区域	宝塚土木事務所	西宮市(ただし、尼崎港管理事務所、西宮土木事務所の所管区域を除く)、伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡(猪名川町) (4市1町)	<u>三田土木事務所</u>	<u>三田市 (1市)</u>	<u>上郡土木事務所</u>	<u>相生市、赤穂市、宍粟市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町) (3市2町)</u>	<u>龍野土木事務所</u>	<u>たつの市、揖保郡(太子町) (1市1町)</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">班名</th> <th style="width: 80%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宝塚土木事務所</td> <td>西宮市(ただし、尼崎港管理事務所、西宮土木事務所の所管区域を除く)、伊丹市、宝塚市、川西市、<u>三田市</u>、川辺郡(猪名川町) (5市1町)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td><u>光都土木事務所</u></td> <td><u>相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町) (2市2町)</u></td> </tr> <tr> <td><u>龍野土木事務所</u></td> <td><u>たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町) (2市1町)</u></td> </tr> </tbody> </table>	班名	所管区域	宝塚土木事務所	西宮市(ただし、尼崎港管理事務所、西宮土木事務所の所管区域を除く)、伊丹市、宝塚市、川西市、 <u>三田市</u> 、川辺郡(猪名川町) (5市1町)	(削除)	(削除)	<u>光都土木事務所</u>	<u>相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町) (2市2町)</u>	<u>龍野土木事務所</u>	<u>たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町) (2市1町)</u>
班名	所管区域																					
宝塚土木事務所	西宮市(ただし、尼崎港管理事務所、西宮土木事務所の所管区域を除く)、伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡(猪名川町) (4市1町)																					
<u>三田土木事務所</u>	<u>三田市 (1市)</u>																					
<u>上郡土木事務所</u>	<u>相生市、赤穂市、宍粟市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町) (3市2町)</u>																					
<u>龍野土木事務所</u>	<u>たつの市、揖保郡(太子町) (1市1町)</u>																					
班名	所管区域																					
宝塚土木事務所	西宮市(ただし、尼崎港管理事務所、西宮土木事務所の所管区域を除く)、伊丹市、宝塚市、川西市、 <u>三田市</u> 、川辺郡(猪名川町) (5市1町)																					
(削除)	(削除)																					
<u>光都土木事務所</u>	<u>相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町) (2市2町)</u>																					
<u>龍野土木事務所</u>	<u>たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町) (2市1町)</u>																					

第2章 第1節 (P.8)	4 現地指導班の水防区域 (2) ため池関係			
	班名	所管区域	班名	所管区域
	宝塚農林振興事務所	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡(猪名川町) (7市1町)	阪神農林振興事務所	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡(猪名川町) (7市1町)
	社土地改良事務所	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可郡(多可町) (4市1町)	(削除)	(削除)
	三木土地改良事務所	明石市、加古川市、高砂市、三木市、加古郡(稲美町、播磨町) (4市2町)	加古川流域土地改良事務所	明石市、加古川市、高砂市、三木市、加古郡(稲美町、播磨町)、西脇市、小野市、加西市、加東市、多可郡(多可町) (8市3町)
	上郡土地改良事務所	相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町) (2市2町)	光都土地改良事務所	相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町)、たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町) (4市3町)
	龍野土地改良事務所	たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町) (2市1町)	(削除)	(削除)
	柏原土地改良事務所	丹波市 (1市)	(削除)	(削除)
篠山土地改良事務所	篠山市 (1市)	篠山土地改良事務所	篠山市、丹波市 (2市)	
第2章 第1節 (P.9) (P.10)	4 現地指導班の水防区域 (4) 開発行為関係			
	関係事務所	所管区域	関係事務所	所管区域
	豊岡土木事務所	豊岡市 (1市)	豊岡土木事務所	豊岡市、美方郡(新温泉町、香美町) (1市2町)
	新温泉土木事務所	美方郡(新温泉町、香美町) (2町)	(削除)	(削除)
13 行目 注) 県民局のまちづくり課及び建築課は、その所在する土木事務所の現地指導班に編入する。		注) 県民局のまちづくり課、建築課及びまちづくり建築課は、その所在する土木事務所の現地指導班に編入する。		

<p>第5章 第3節 (P.23)</p>	<p>第5章 水防指令及び水防警報 第3節 知事の発する水防警報 1 水防警報の対象河川 (1) 一級河川 (<u>29</u>河川) (2) 二級河川 (<u>37</u>河川)</p>	<p>一級河川 (<u>30</u>河川) (追加) <u>千鳥川</u> 二級河川 (<u>40</u>河川) (追加) <u>谷八木川、赤根川、瀬戸川、喜瀬川</u></p>
<p>第5章 第3節 (P.25)</p>	<p>4 水防警報の通知 5行目 <u>防災担当参事</u></p>	<p><u>総務室</u></p>
<p>第5章 第4節 (P.26)</p>	<p>第4節 水位周知河川における水位情報の周知・公表 2 知事が行う水位情報の通知及び周知 ア 一級河川 (<u>28</u>河川) イ 二級河川 (<u>37</u>河川)</p>	<p>一級河川 (<u>29</u>河川) <u>千鳥川 (追加)</u> 二級河川 (<u>40</u>河川) <u>谷八木川 (追加)、赤根川 (追加)、瀬戸川、喜瀬川 (追加)</u></p>
<p>第9章 第1節 (P.34)</p>	<p>第9章 水防設備の整備及び輸送の確保 第1節 水防設備の整備 14行目 (2) 雨量計、風速計及び検潮器 施設管理者は、区域内の適当な場所に雨量計を設け、必要に応じて風速計及び検潮器を設ける。</p>	<p>(2) 雨量計、<u>水位計、風速計及び検潮器</u> 施設管理者は、区域内の適当な場所に雨量計<u>及び水位計</u>を設け、必要に応じて風速計及び検潮器を設ける。 (追加) (3) <u>河川監視カメラ</u> <u>重要水防箇所</u>の適当な箇所に河川監視カメラを設置し、水防活動を支援する。 (追加) (4) <u>水防ステーション</u> <u>必要な器具、資材を備蓄し、水防時には職員を配備し水防活動にあたる。</u></p>

<p>要領及び通達 (P.48) (P.49 ~ 56) (P.57 ~ 59)</p>	<p>兵庫県と神戸海洋气象台間の防災情報の交換に関する協定 (平成8年8月28日)</p> <p>兵庫県と神戸海洋气象台間の防災情報の交換に関する細目協定 (平成8年8月28日)</p>	<p>(差替え) 兵庫県と神戸海洋气象台間の防災情報の交換に関する協定 (平成21年3月10日)</p> <p>(差替え) 兵庫県と神戸海洋气象台間の防災情報の交換に関する細目協定 (平成21年3月10日)</p> <p>(追加) 洪水予報業務等の実施に係る兵庫県と神戸海洋气象台間の気象・河川情報等の交換に関する細目協定 (平成21年3月10日)</p>
<p>参考資料 (P.67)</p>	<p>水防警報河川・水位周知河川指定一覧表</p> <p>武庫川 生瀬水位局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団待機水位 <u>2.40m</u> ・ はん濫注意水位 <u>3.50m</u> ・ 避難判断水位 <u>3.60m</u> ・ はん濫危険水位 <u>4.00m</u> 	<p>武庫川 生瀬水位局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団待機水位 <u>1.80m</u> ・ はん濫注意水位 <u>3.20m</u> ・ 避難判断水位 <u>3.30m</u> ・ はん濫危険水位 <u>4.30m</u> <p>(追加) 水位局：武庫川 <u>武田尾水位局</u> 水防警報河川、水位周知河川：<u>谷八木川、赤根川、喜瀬川、千鳥川</u></p>